【平成20年7月4日政令第219号改正後】

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

**第十九条の二の九**　法第百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える商業登記法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第十七条第三項 | その支店 | その従たる事務所 |
| 第二十一条第一項 | 商号 | 名称 |
| 第二十四条第一号 | 営業所 | 事務所 |
| 第二十四条第十三号及び第十四号 | 商号 | 名称 |
| 第二十七条 | 商号の登記 | 自主規制法人の名称の登記 |
| その商号 | その名称 |
| 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。） | 主たる事務所 |

【平成20年7月4日 政令第219号】 （改正なし）

【平成20年6月27日 政令第211号】 （改正なし）

【平成20年5月21日 政令第180号】 （改正なし）

【平成19年12月27日 政令第392号】 （改正なし）

【平成19年12月14日 政令第373号】 （改正なし）

【平成19年12月7日 政令第357号】 （改正なし）

【平成19年8月3日 政令第233号】

（改正後）

（自主規制法人の登記について準用する商業登記法の規定の読替え）

**第十九条の二の九**　法第百二条の十一に規定する自主規制法人に関する登記について、同条において商業登記法の規定を準用する場合における同条の規定による技術的読替えは、次の表のとおりとする。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 読み替える商業登記法の規定 | 読み替えられる字句 | 読み替える字句 |
| 第十七条第三項 | その支店 | その従たる事務所 |
| 第二十一条第一項 | 商号 | 名称 |
| 第二十四条第一号 | 営業所 | 事務所 |
| 第二十四条第十三号及び第十四号 | 商号 | 名称 |
| 第二十七条 | 商号の登記 | 自主規制法人の名称の登記 |
| その商号 | その名称 |
| 営業所（会社にあつては、本店。以下この条において同じ。） | 主たる事務所 |

（改正前）

（新設）